

令和3年11月 8日
障 害 福 祉 部障害者の地域生活支援機能の検討状況について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業)

1 主旨

- ・障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、当事者や家族の不安解消や緊急時の対応など生活上の安全・安心を確保していくため、障害者・児の地域生活支援をさらに推進することが必要となっている。
- ・自立支援協議会を始め、地域保健福祉審議会や部会の障害者施策推進協議会、障害福祉サービス事業所、障害当事者等の協力のもとで検討を進めてきたため、検討状況について報告する。

2 区における支援機能の強化の必要性

- ・障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安心を見据え、障害者や障害児の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援機能をさらに強化する必要がある。
- ・障害当事者や家族、障害者団体等の意見からも、緊急時の相談支援や受入対応等の体制を構築することが求められており、また、事業所等の負担軽減も必要となっていることから、世田谷区の地域特性にあった支援機能を目指すことが重要となっている。

3 支援機能の考え方

支援機能の強化にあたっては、次のとおり仕組みを構築する。

(1) 支援機能の仕組みの構築

- ・相談対応や緊急時の受入対応などの機能を担う事業所や障害福祉サービス事業所、区等は、地域包括ケアの地区展開の取組みと連携強化を図り、障害者等の生活を地域全体で支える体制づくりを促進し、障害者等の地域生活支援に取り組む。
- ・区では、人口規模や面積が大きく、また地域資源も多いことから、1つの拠点にすべてを集約して機能を果たすことは難しい。このため、機能の仕組みの構築にあたっては、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターごと、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、区等がネットワークを図り、重層的な支援体制を形成する面的な整備を行うことにより、「区内1カ所」の整備を目指すこととする。
- ・機能の確保にあたっては、地域単位での確保を基本としながら、障害の種別や専門性等に応じて、全区的にカバーする場合も含めて検討する。
- ・各地域において課題の抽出・整理を行い、方向性等を検討したうえで、令和4年度に重点的に取り組む地域（以下「重点地域」という。）を選定し、評価検証を行いながら、令和5年度以降に区内全地域へ展開していく。

(2) 区における課題や障害当事者からの意見等

○区における現状及び課題

- ・相談支援事業所や短期入所施設、グループホーム、日中活動系サービスの整備状況をみると、

量的には一定程度揃ってきているが、拠点等の機能として不足する面もある。

- ・親なき後の障害者本人・家族等の安心のために、新たに機能の付加や強化が必要な部分や、コーディネーター機能のあり方に関する課題が残されているほか、全体として「見える化」できていない面もある。
- ・短期入所施設やグループホーム等の拠点等の機能の確保に必要な施設の空き状況については、全体を一元的に把握し、随時情報を更新する仕組みがないため、必要な都度、手探りで空き施設を探している状況であり、相談支援事業所等では対応に苦慮している。
- ・現在、相談支援事業所、地域障害者相談支援センターぽーとや保健福祉センター保健福祉課等で対応を行っている、短期入所施設の受け入れ調整等を伴う緊急相談(概ね月に26日程度※令和2年度実績)についても、緊急受入施設の情報を集約したうえで、利用者に伴走しながら対応するなど、緊急相談の専門ノウハウを持った機関での対応が必要である。

○事業者や障害当事者、家族等からの主な声

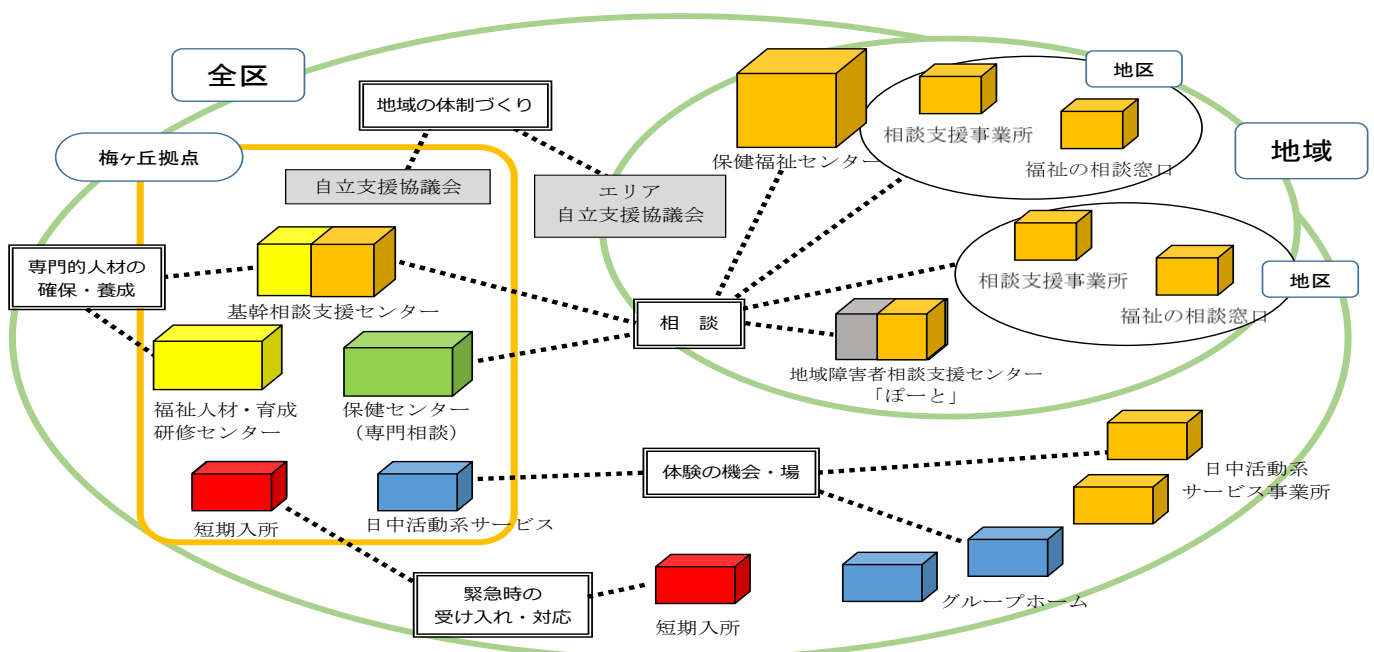
- ・急な困り事でも対応してくれる緊急短期入所施設を利用できる仕組みが必要である。
- ・家族や支援者が一時的に介護できない場合、相談にワンストップで対応し、サポートしてもらえるコーディネーターが必要である。
- ・親なき後を見据え、金銭管理を含めた仕組みが求められる。
- ・自分から意思表示できない知的障害者等を、地域で見守る体制づくりが必要ではないか。

(3) 優先して確保すべき機能(令和4年度の取り組み)

自立支援協議会や関係機関、障害当事者等からの意見等を踏まえ、喫緊の課題である相談対応や緊急時の受入・対応、地域の体制づくりの3機能について、重点地域における取り組みを試行しながら、優先して整備を行っていく。

なお、その他必要となる機能の「体験の機会・場、専門的人材の確保・育成」については、先行する機能の進捗状況を踏まえ、令和5年度以降に整備するものとし、引き続き検討を行う。

世田谷区における障害者の地域生活支援機能（面的整備イメージ）



①相談対応

- ・相談機能については、個々の障害者等からの相談に対応している相談支援事業所や地域障害者相談支援センターぽーと、総合支所保健福祉センター等が、日常の生活面だけでなく緊急対応が必要な場合を含めて対応できるよう、必要な関係機関や事業所等につなげる体制を構築する。
- ・短期入所施設への受け入れ調整については、個々の利用者の障害状況や介護情報、緊急受入施設の空室情報等を把握したうえで、相談先と伴走しながら対応する必要があることから、相談先とのコーディネートを行う「(仮称)緊急時対応センター(以下「センター」という。)」を設置する。
- ・センターについては、利用頻度が多い日中の時間帯(8:30~17:00)に対応することから始めることとし、利用者や家族会等からの意見や対応状況を検証したうえで、休日・夜間への展開に向けた検討を行う。

②緊急時の受入対応

- ・家族等からの依頼に応じて、必要時の随時受入を可能とする短期入所施設の空床や支援者を確保するため、「なかまっち」や「生活支援ホーム世田谷」、「東京リハビリテーションセンター世田谷」との連携を図る。
- ・短期入所施設への移動が困難な障害者については、介護タクシーを手配し短期入所施設までの送迎等を行う。介護タクシーの手配については、世田谷区移動支援センター(そとでる)との契約を通じて実施する。
- ・短期入所施設への受け入れが困難な重度の心身障害者や医療的ケアが必要な障害者等、短期入所施設の事情により受け入れが困難な障害者については、在宅(自宅)で介護等のケアを行う「(仮称)専門サポーター」を派遣できる仕組みを構築する。専門サポーターについては、居宅介護支援事業所との契約等を通じて、確保を見込んでいく。
- ・「緊急時」の捉え方により、利用者等が混乱することのないよう、次の「緊急時」の例示をもとに、対応を行うものとする。

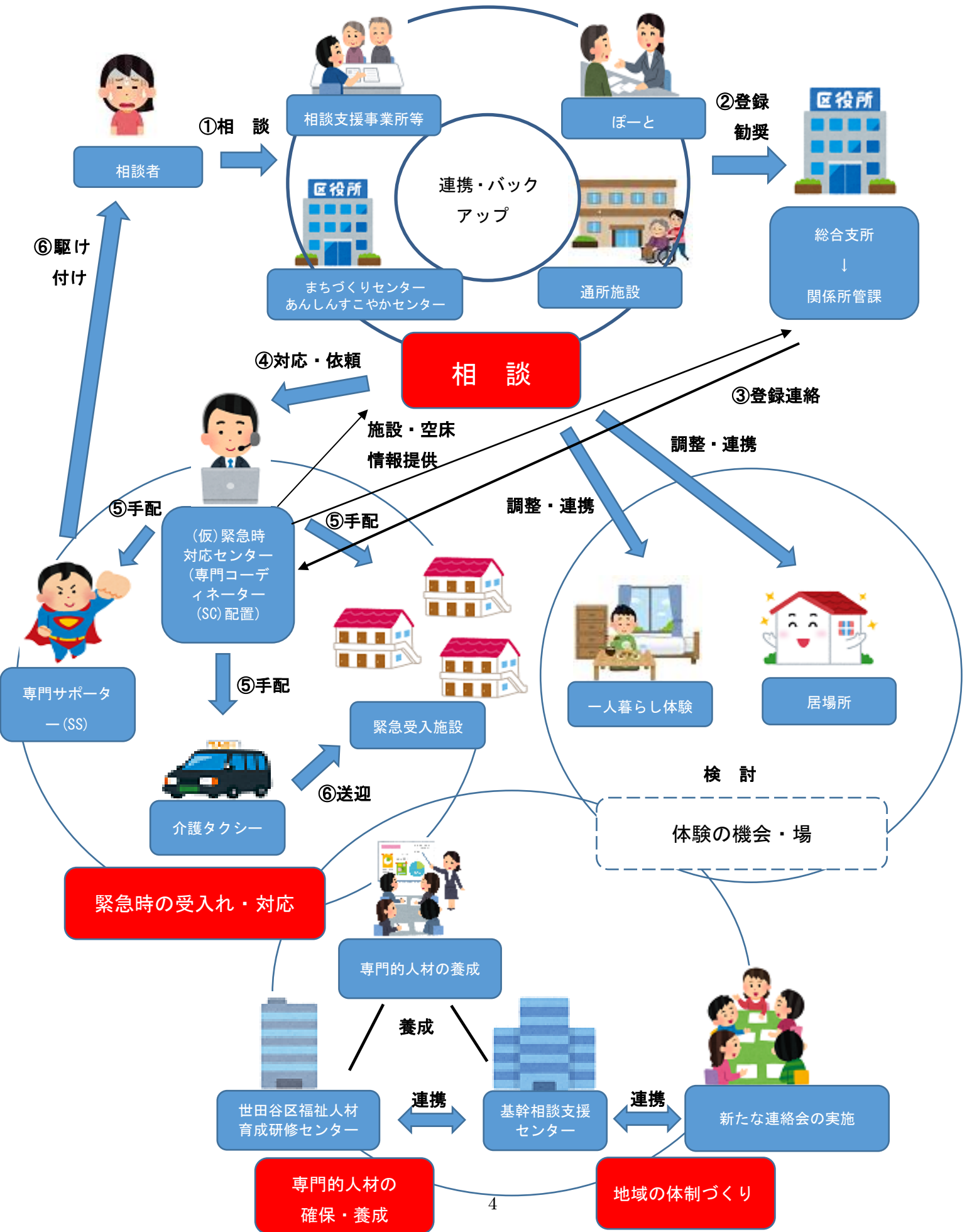
障害当事者が、以下の例示に該当するような予期しない事態により、日常生活を維持することが困難となった状態

- ・障害当事者が自ら健康を維持できなくなってしまった場合
- ・障害当事者の衣食住が確保できなくなってしまった場合
- ・障害当事者がなんらかの理由で他者と全くコミュニケーションが取れなくなった場合
- ・障害当事者がなんらかの理由で家から外に出られなくなってしまった場合
- ・介護者、支援者が疾病、事故等に遭遇し、本人の介護ができなくなってしまった場合
- ・介護者、支援者が急な葬儀等により不在になる場合

③地域の体制づくり

- ・相談や緊急時の受入に的確かつ迅速に対応するため、拠点等の機能を担う事業所や障害福祉サービス事業所、訪問看護等の介護サービス事業所、あんしんすこやかセンター等との緊密なネットワークを構築する。
- ・自立支援協議会を中心として地域の状況を把握しながら、地域のニーズに対応できるサービス提供体制を明らかにし、機能や担い手の「見える化」を進める。地域のぽーと会議の取り組みなどを参考に、参加者の拡充や機能を担う事業所による新たな連絡会等の設置について検討していく。

世田谷区の地域生活支援拠点等の仕組みイメージ図



(4) 概算経費

- ①緊急時対応センターの運営に係るコーディネート業務委託料 約1,000万円
- ②緊急時専門サポーター派遣業務委託料 約300万円
- ③介護タクシー派遣業務委託料 約10万円
- ④関係機関・事業所等意見交換会への専門家謝礼 約10万円
- ⑤拠点シンポジウム運営委託料 約80万円

※予算の確保にあたっては、国の地域生活支援事業の活用（コーディネート業務 約450万円）等について検討する。

※区では、令和3年度から開始する「せたがやノーマライゼーションプラン」において、区内障害福祉サービス事業所や障害福祉施設等の持つ機能を最大限に活用しながら、令和4年度までに、国の地域生活支援拠点等の整備について定めている。

※事業所が、地域生活支援拠点等の機能を担うこととなり、そのためには、事業所が、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として位置づけ、区に届出を行い、区の承認が必要となる。また、事業所の業務内容や運営状況等の公表も求められる。こうしたことを通して、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として認められた事業所が、各種報酬の加算を受けられることとなる。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年

- 1 1月 専門家会議（検討状況）
福祉保健常任委員会（検討状況）
地域保健福祉審議会（検討状況）
- 1 2月 第4回定例会
専門家会議（骨子案）
政策会議（骨子案）

令和4年

- 1月 自立支援協議会（骨子案）
障害者団体、関係機関・事業所等意見交換会（骨子案）
- 2月 福祉保健常任委員会（骨子案）
- 3月 第1回定例会
地域保健福祉審議会（骨子案）
専門家会議（素案）
- 4月 政策会議（素案、重点地域の決定）
福祉保健常任委員会（素案）
- 5月～6月 障害者団体、関係機関・事業者等意見交換会（素案）
シンポジウム（素案）
- 7月 専門家会議（案）
自立支援協議会（案合意）
- 8月 政策会議（案）
- 9月 福祉保健常任委員会（案）
障害者団体、関係機関・事業者等意見交換会（案）

地域保健福祉審議会（案）

（案）に基づき重点地域での試行開始、評価検証

令和5年

1月 自立支援協議会（試行状況、拠点機能の確認）

2月 福祉保健常任委員会（試行状況）

3月以降 実施